

議案第1号	令和3年度習志野市一般会計予算
議案第2号	令和3年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和3年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和3年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和3年度習志野市ガス事業会計予算
議案第6号	令和3年度習志野市水道事業会計予算
議案第7号	令和3年度習志野市下水道事業会計予算
議案第8号	令和2年度習志野市一般会計補正予算（第11号）
議案第9号	令和2年度習志野市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第10号	習志野市一般職の職員の給与に関する条例及び習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
--------	--

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に伴い、条例で引用している法令名等を改正するものです。

（施行期日等）

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用します。

議案第11号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「国民健康保険法施行令」等の改正に伴い、改正するものです。

1 長期譲渡所得の特別控除

税制改正において、長期譲渡所得の特別控除に関して、新たな控除項目が追加されたことに伴い、保険料所得割額の算定の基礎となる長期譲渡所得について、同様に控除します。

2 国民健康保険料軽減制度^{※1}の基準額の改定

税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除について改正されたことに伴い、被保険者に不利益が生じないように、保険料が減額となる所得の基準額（上限額）について、次のように改定します。

減額割合	基準額	
	改正前	改正後
7割	33万円	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1)
5割	33万円 + (28万5千円 × 世帯に属する 被保険者数)	43万円 + (28万5千円 × 世帯に属す る被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1)
2割	33万円 + (52万円 × 世帯に属する被保 険者数)	43万円 + (52万円 × 世帯に属する被 保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1)

※1 世帯の所得が基準額に達しない低所得世帯について、保険料のうち被保険者1人につきかかる「被保険者均等割」と1世帯ごとにかかる「世帯別平等割」の7割・5割・2割をそれぞれ軽減する制度

※2 一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

3 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に伴い、条例で引用している法令名等を改正します。

4 その他文言整理をします。

（施行期日等）

1、2及び4については、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の保険料から適用します。

3については、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用します。

議案第12号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

「介護保険法施行令」の改正等に伴い、改正するものです。

1 令和3年度から3年間の介護保険料

所得区分に応じて定める第1号被保険者（65歳以上の者）の令和3年度から3年間の介護保険料額は、令和2年度と同額とします。

2 長期譲渡所得の特別控除

税制改正において、長期譲渡所得の特別控除に関して、新たな控除項目が追加されたことに伴い、保険料率の算定の基礎となる長期譲渡所得について、同様に控除します。

3 令和3年度から3年間の保険料率の算定に関する基準の特例

税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除について改正されたことに伴い、被保険者に不利益が生じないように、第6所得段階以上の第1号被保険者のうち、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている者の保険料率を算定する場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。

なお、第1段階から第5段階までの第1号被保険者については、保険料率の算定に用いるその他の合計所得金額において、介護保険法施行令の規定により同様の控除がなされます。

（施行期日等）

令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第13号 習志野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び習志野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

厚生労働省が定める省令である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正に伴い、事業の一般原則に、次のとおり追加するものです。

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、サービスの提供に当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（施行期日）

令和3年4月1日から施行します。

議案第14号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲が拡大されること等に伴い、次のとおり改正するものです。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料について、非住宅部分における手数料区分を分割します。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、共同住宅等の共用部分及び非住宅部分における手数料区分を分割します。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、非住宅部分の全部を工場等の用途に供する建築物である場合における手数料区分を新設します。
- 4 その他文言整理をします。

（施行期日）

令和3年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市環境整備協力費基金条例を廃止する条例の制定について

ポートピア習志野から納入される環境整備協力費の使途を明確にし、有効活用するために設置した「習志野市環境整備協力費基金」を、ポートピア習志野の閉館に伴い廃止するものです。

なお、同基金の全額を、令和2年度予算において、事業費に充当しています。

（施行期日）

令和3年4月1日から施行します。

議案第16号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	船橋市東船橋
氏 名	古 本 敬 明（ふるもと たかあき）
任 期	4 年（再任）
備 考	習志野市立第二中学校校医、市内大久保で医院開業

議案第17号 工事請負契約の締結について（旧土木詰所等解体及び法面工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 旧土木詰所等解体及び法面工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 1億9,360万円
- 4 契約の相手方 習志野市谷津四丁目2番19号
田久保建設株式会社
- 5 工事場所 習志野市鷺沼一丁目1番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から480日間
- 7 工事概要
 - (1) 旧土木詰所A棟解体工事

延べ床面積	973.307㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
 - (2) 旧土木詰所B棟解体工事

延べ床面積	495.66㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
 - (3) 法面工事
 - (4) その他

車庫解体工事
仮設山留工事
外構解体工事
外構整備工事

議案第18号 市道の路線認定及び廃止について

認定する路線は3路線、廃止する路線は1路線です。

1 認定 3路線

認 定 理 由	路 線 名
民間の宅地開発に伴うもの	鷺沼一丁目 06-234号線
	藤崎五丁目 07-163号線
主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線の歩道整備に伴い市道の起点終点が変更になったことによるもの	実叕二丁目 10-138号線

2 廃止 1路線

廃 止 理 由	路 線 名
主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線の歩道整備に伴い市道の起点終点が変更になったことによるもの	実叕二丁目 10-126号線

議案第19号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和2年度習志野市一般会計補正予算(第10号))

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施するための経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算 補正前 836億698万7千円
補正額 10億206万円
補正後 846億904万7千円

(歳出概要) ・新型コロナウイルスワクチン接種事業

2 繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,002,060

(専決処分日)

令和3年1月19日

議案第20号 千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県競馬組合同規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体と協議するものです。

千葉県競馬組合の事業拡大に伴い、業務執行体制の見直しを行い、現行1名である副管理者を2名置くこととします。

(施行期日)

令和3年4月1日から施行します。